

當中央委員會より付与するものとす。

經濟部、半導部、政治部、婦人部、教育出版部、共濟部、財政部、調査部。

第十九條 地方評議會は計劃資金、地方當任委員會の決定事項及地方情勢を毎月定期中央委員會に報告することを要す。

第二十條 地方評議會は經費は所屬組合より徴収する地方費を以て之を支拂うものとす。

第二十一條 地方評議會は計画資金、地方當任委員會の決定期項及地方情勢を毎月定期中央委員會に報告することを要す。

第二十二條 全國的產業別聯合會或は產業別協議會は中央委員會の統制の下に各の產業に屬する組合の活動を統一同一產業の未組織労働者の組織、產業別合同の促進を務める所とす。

第二十三條 加盟組合中同一產業に屬する組合三個以上より組合貿易、教諭一千名以上に達する時は全小的產業別聯合會或は產業別協議會を組織し得る組合合同労働組合と共に一般產業別協議會を組織するものとす。

第二十四條 全小的產業別聯合會は所屬組合より選出したる代表員を以て構成する產業別大會を以て最高機関として二年以内に一度召集するものとす。

第二十五條 產業別大會は大會の決議執行のため若干名の執行委員を選出し、產業別聯合執行委員會を組織するものとす。

會を組織せしむるものとす。

第二十六條 全小的產業別聯合會を即時に組織し能はざる時全小的產業別協議會を組織し能はざる時全小的產業別協議會を組織するものとす。

第二十七條 全國的產業別協議會の事務は所屬組合より選出による若干名の本員を以て組織する協議委員會とするものとす。

第二十八條 全小的產業別聯合會或は產業別協議會の經費は各の所屬組合より徴収するものと微収額は中央委員會の承認を得るを要す。

第四節 通 則

第二十九條 地方評議會は包括する地域の範囲並びに全小的產業別聯合會或は產業別協議會に包括する產業の範囲は中央委員會にて適宜之を決定するものとす。

第三十條 組合、地方評議會、全小的產業別聯合會或は產業別協議會の規約は中央委員會の承認を経たることを要す。

第三十一條 組合、地方評議會、全小的產業別聯合會或は產業別協議會の各々の同一問題について異りたる結果を生じたる場合は中央委員會の指示に従ふ可るものとす。

第三章 機 関